



雪の季節になりました

除雪作業にご協力を

町 では、生活道路の交通確保のために町道の除雪作業を行っています。除雪作業をスムーズに行うためには、町民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。一人ひとりがルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うため、次のことにご協力ください。

除雪車には近づかないで

作業中の除雪車は前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車へ近づくのは危険ですので、車間距離をとるようにしてください。

路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください

路上に車両があると、除雪作業を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますので、路上駐車は絶対にやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

出入口の除雪は各ご家庭で

「除雪車が出入口に雪を置いていくので困る」という苦情がありますが、道路の除雪作業は皆さんのご協力のもとに成り立っています。ご迷惑をおかけしますが、間口の雪処理にご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

危険箇所には目印を

除雪作業中は、危険箇所が雪に隠れてしまい、十分に確認できない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、「竹ざおに赤布を付ける」などの方法でお知らせください。

除雪作業が遅れる場合があります

除雪作業はできるだけ早い時間に行うように努めていますが、降雪時間や積雪状況などによっては作業が遅れる場合があります。順次、除雪作業を行いますので、ご了承ください。

垣根や立木にもご注意を

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。また、緊急を要する場合には町で切り落とすことがありますので、ご了承ください。

一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方へ シルバー人材センター会員が 除雪作業を引き受けます

～軽度生活援助事業～

一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、身体が不自由なために除雪ができない方などを対象に、シルバー人材センターの会員が有料で除雪作業を行います。

対象世帯 ● 次の条件すべてを満たす方

- ① 65歳以上の単身世帯もしくは高齢者のみの世帯
- ② 心身の障がいや疾病等により、生活援助が必要な方
- ③ 町民税非課税世帯

作業内容 ● 玄関前や玄関から道路までの除雪

利用料金 ● 手 作 業：103円/時間
除雪機使用：140円/時間

申込方法 ● 印鑑を持参のうえ、下記窓口まで直接お越しください。

注意事項 ● ・雪下ろしは行いません。
・年間40時間まで利用できます。
・この事業は毎年申込が必要です。

申 美郷町シルバー人材センター
(美郷町中央行政センター内) ☎0187(84)0307

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

雪捨て場はこちら

屋根や宅地の雪を捨てる場合は、下記の雪捨て場を利用してください。運搬は各自で行ってください。

- お願い**
- 雪以外のものを混ぜないでください。
 - 事故が無いよう慎重に作業してください。

雪捨て場内での作業の安全を確保するため、今冬より利用時間を設定します。運搬する方は、利用時間の厳守をお願いします。

利用時間 ● 午前8時～午後4時30分



除雪に関する問い合わせは各除雪センターか町建設課へお電話ください。

千畑地区 北除雪センター ☎0187(85)2852

六郷地区 中央除雪センター ☎0187(84)3730

仙南地区 南除雪センター ☎0187(83)2118

町建設課建設管理班 ☎0187(84)4910

雪かきは ルールを守って

雪かきを手早く終わらせるためにも、次のことにご注意ください。

道路に雪を出さないで

屋根の雪や除雪車が除雪した雪を道路上に出さないでください。また、屋根から落ちた雪は建物の所有者が責任をもって処理するか、雪が屋根から落ちないように雪止めなどを設置してください。

屋根からの落雪が歩行人や通行車両へ直撃し、事故が発生した場合は建物の所有者の責任になります。

溢水(水つき)に注意

溢水を防ぐため、側溝などに一度に大量の雪を入れないでください。また、下流の状況を確認し、溢水が生じている場合は投雪を控えてください。

流雪溝・融雪溝のフタは必ず閉めて

流雪溝などに排雪した後は、必ずフタを閉めてください。過去に、歩行人が融雪溝に転落する事故が発生しています。フタの開閉は使用者の責任で行ってください。

ご注意ください!

- 完全に閉じられていないフタの上を除雪車が通ると、フタが破損する場合があります。使用者の負担で修理していただきますので、ご注意ください。
- 使用した後に開けたままにしていたフタの上を人や車両が通行し、他人に損害を与えた場合も使用者の責任になります。
- フタが凍らないようビニールなどを挟む場合は、ビニールを必要以上に広げないでください。歩行人が足を滑らせる可能性があり、大変危険です。